

カシューブ人の歴史と地域主義^{リージョナリズム} (Ⅲ)

——ドイツとポーランドのはざままで——

細 田 信 輔

目 次

I 序	1. 東部国境地帯における言語的マイノリティと民族関係
II カシューブ人問題とはなにか ——その歴史的概観——	2. 統計上のカシューブ人問題 (以下、次稿)
1. 現状と課題	V ゲルマン化政策と民族問題
2. カシューブ人の歴史となにか ——「民族」の歴史をめぐって—— (以上、小稿 (I) 『龍谷大学経済学論集』 第41巻第3号, 2001年12月)	VI カシューブ知識人と民族意識の萌芽 ——F. ツェイノヴァの思想と行動——
III カシューブ人の歴史と風土	VII 第一次世界大戦前の青年カシューブ運動と ^{リージョナリズム} 地域主義
1. カシューブ人と支配国家の変遷 ——ポーランド分割 (1772年) まで——	VIII 両大戦間期における「ポーランド回廊」とカシューブ人問題
2. カシューブ人の存在と生活 ——孤絶性と差別—— (以上、小稿 (II) 『龍谷大学経済学論集』 第42巻第2号, 2002年10月)	IX 第二次世界大戦とカシューブ人抵抗運動 ^{レジスタンス} ——ナチス・ドイツの支配に抗して——
IV プロイセン東部の民族関係とカシューブ人 (本稿) ——ポーランド分割から第一次世界大戦 勃発まで——	X 結 語 ——第二次世界大戦後のポーランドと ^{リージョナリズム} カシューブ地域主義——

IV プロイセン東部の民族関係とカシューブ人

——ポーランド分割から第一次世界大戦勃発まで——

1772年の第一次ポーランド分割により、カシューブ人居住地 (現在のポーランド領の東ポモージェ) の全域はプロイセン王国に併合された。その後、1871年のドイツ^{ライヒ}帝国を経て第一次世界大戦後のポーランド独立 (1918年) に至る約150年にわたって、カシューブ人はプロイセン (ドイツ) 国家の支配下に置かれたのである¹⁾。「近代化」と「資本主義化」という歴史的な転換期を

* 本稿は、龍谷大学の短期在外研究員 (2003年～2004年) としてグダニスク大学 (ポーランド) 及びヘルダー研究所 (ドイツ) に留学した際の研究成果の一部である。

1) 西ポモージェ (当時のプロイセン領ポンメルン州 Provinz Pommern) に定住していたカシューブ人はすでに13世紀以降ドイツ的な文化の勢力圏に取り囲まれ、ゲルマン化の一途をたどり、ほぼ消滅するにいたる。小稿 (II) 「カシューブ人の歴史と地域主義^{リージョナリズム} (II) ——ドイツとポーランドのはざままで——」ノ

迎えていたこの時代に、カシューブ人は実質的に初めて国家という強力な「外圧」を体験することになる。小稿(Ⅱ)でみたように、それまで生活領域の孤絶性や内部の閉鎖性によって、いわばエスニック・マイノリティとして伝統的な共同性を保持してきたカシューブ人社会も、この「近代化」と「資本主義化」という時代の洗礼を受けることで、その存在を「外界」の歴史に委ねることになった²⁾。

プロイセン国家が実施した近代化政策の端緒というべきは、19世紀初頭の「シュタイン・ハルデンベルクの改革」と総称されるものである。周知のように、この一連の改革は、農民解放を起点に地方行政・教育・軍制・経済通商の広範囲に及んで国制の全面的変革を企図しており、まさしく近代国家への途^{みち}を切り拓くものであった。歴史的に俯瞰すれば、それはフランス革命を震源とし、ナポレオン戦争によってヨーロッパのほぼ全体に波及拡大した根源的な社会変動の産物であり、そしてその一つの到達点として、旧制度の封建的身分制社会が瓦解し、臣民から国民^{ネーション}を単位とする国民国家^{ネーションステイト}とナショナリズムの時代を迎えることになる。

しかしながら、このナショナリズムの原理は国内の支配的民族だけでなく、民族的(national or ethnic)マイノリティにも活動の場を与えることになった。現代にも引き継がれた民族問題及び民族対立の発生である。とりわけ多民族国家として出発したプロイセンは、国民国家の前提条件である国民統合を実現すべく、19世紀後半以降、国内の民族的マイノリティに対しては同化(ゲルマン化)政策と抑圧政策を行使することを余儀なくされた。その主要な対象となったのが最大のマイノリティであるポーランド人である。このいわゆる「ポーランド問題」を解決することが、帝政国家にして国民統合の達成を課題とせざるを得ないプロイセン、そしてドイツの自家撞着となったのである。その後、他のヨーロッパ列強と同様に、帝政ドイツにおいても第一次世界大戦へと突進するナショナリズムの興隆をみることになるが、敗戦直後にはドイツ領内からポーランドが分離独立したように、マイノリティ(ポーランド人)のナショナリズムは息を吹き返ただけでなく、今度は自国内で支配的民族すなわち国民として国内のマイノリティと向き合うことになるのである。その渦中であって、エスニック・マイノリティとしての基盤を固めつつあったカシューブ人の存在こそは、次の大戦(ナチス・ドイツの支配)と冷戦(共産主義体制)の時代を経て、今日において民族(national or ethnic)問題ないしは地域主義^{リージョナリズム}の問題として現前する歴史的な現象であり、本論の主題をなしているのは再言するまでもない。

本章では、カシューブ人の存在が初めて国家によって「認知」されたプロイセン時代にさかのぼり、当時の国家の視点からみた民族的(national or ethnic)マイノリティの様相と実態を統計資料を中心に分析し、その次元から浮上するカシューブ人問題を考察する。

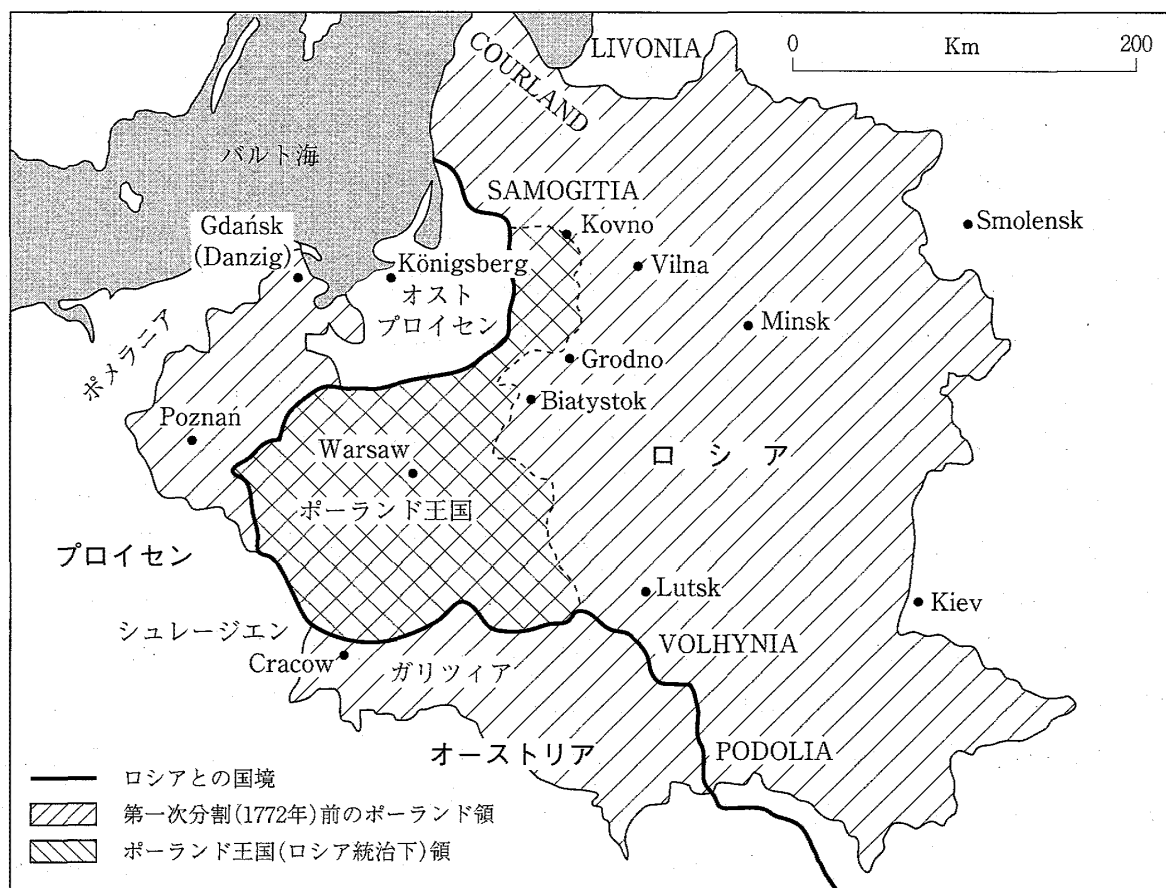
Ⅱ、『龍谷大学経済学論集』第42巻第2号(2002年10月), 81頁。このゲルマン化の過程については詳しくは、G. Labuda (red.), *Historia Pomorza*, t. 4 (1815-1850), Cz. 2, s. 171-193; Z. Szulta, 'Die pommerischen Kaschuben unter der Herrschaft der Brandenburger Kurfürsten und der preußischen Könige bis 1806', J. Borzyszkowski/D. Albert (red.), *Pomorze—Mała ojczyzna Kaszubów (historia i współczesność) / Kaschubisch-Pommersche Heimat (Geschichte und Gegenwart)*, Gdańsk/Lübeck 2000, S. 234-257. を参照。

2) 小稿(Ⅱ), 85-916頁。

1. 東部国境地帯における言語的マイノリティと民族関係

1772年の第1回ポーランド分割に始まり、1795年の第3回の分割によって最終的にポーランドは滅亡し、120年以上のあいだ地図の上から姿を消す。同国はロシア・プロイセン・オーストリアによって3分割されたが、ロシアはかつてのポーランドの領土の62%、人口の45%、プロイセンは領土の20%、人口の23%、オーストリアは領土の18%、人口の32%をそれぞれ支配下に置いた³⁾。1807年にはナポレオンによってワルシャワ公国が建国され、一時的に三国による分割支配は中断したが、ナポレオン敗退後の1815年のウィーン会議は旧体制の復活とともにポーランド分割を決定的なものとしたといえよう(図1を参照)。とはいえ、ナポレオンによってもたらされたフランス革命の影響は拭い難く、妥結策としてワルシャワ公国のポーランド系住民に対して当初は相対的な自治権が認められた。具体的には、再分割された公国のロシア領には属国としてのポーランド王国、プロイセン領にはポーゼン(ポズナニ)大公国、オーストリア領には自由都市クラクフが創設されている⁴⁾。

図1 ポーランド分割(1815-1918年)ーウィーン会議から第一次世界大戦までー



(出典) J. Miąso, 'Educational Policy and Educational Development in the Polish Territories under Austrian, Russian and German Rule, 1815-1918', J. Tomiak (ed.), *Schooling, Educational Policy and Ethnic Identity, Comparative Studies on Governments and Non-dominant Ethnic Groups in Europe, 1850-1940*, Vol. I, New York University Press 1991, pp. 184.

3) S. Kieniewicz, *Historia Polski 1795-1918*, Warszawa 1983, s. 13.

4) しかし、このような相対的な自治権も次第に形骸化され、ついには剥奪されていく。自由都市クラクフ

ウィーン会議で、プロイセンはこのポーゼン（ポズナニ）大公国以外にも第1回ポーランド分割で併合した東ポモージェを奪還したが、当地域のポーランド系住民には自治権を付与することなく、あくまで歴史的にプロイセン固有の領土として扱っている⁵⁾。この処遇の相違は、その後のプロイセンのゲルマン化政策に微妙に反映することになるが、ここで確認すべきは、カシューブ人居住地の大部分を包含する東ポモージェがプロイセン領に復帰したことである。

しかしながら、プロイセンにおいてポーランド人やカシューブ人が例外的存在であったわけではない。いわゆる多民族国家プロイセンは、ドイツ民族の他に数多くの民族的（national or ethnic）マイノリティを抱えており、そのことは近代国家に成長するにあたって不可欠な国民統合を阻む要因となっていた。以下、まずはドイツ人における異民族観の変化について瞥見し、住民の言語調査実施にいたる過程をたどってみよう。

a. 異民族観の変化

民族とはなにか、という問いかけについては、小稿（I）で、このような研究課題それ自体が研究主体をとりまく時代状況によって変容する歴史的な現象であると述べたが⁶⁾、19世紀初頭の改革期のプロイセンについても同様なことが指摘できる。すなわち、支配的民族であるドイツ民族においても国民^{ネーション}としての発達が未成熟な段階では、当時の為政者が異民族（Nation, Ethnie）に向けた視線も時代的な制約を受けているのは言を俟たない。そもそも異民族への関心は言語コミュニケーションの問題に端を発しており、そのことは最初の言語調査にまつわるエピソードに象徴されている。

プロイセンにおける最初の言語調査は、1817年に本国最東端に位置するオストプロイセン州グンビネン県（Provinz Ostpreußen, Regierungsbezirk Gumbinnen）に定住する住民を対象に実施されている。その目的は、ドイツ語系、リトアニア語系、ポーランド語系の住民の人口を正確に把握することであったが、オストプロイセン州が最初の言語調査に選定されたのには、1802年と1807年の国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世の当地訪問でのエピソードが関わっているといわれる。いずれの訪問のときでも国王の談話で共通しているのは、言語の相違が現地住民（リトアニア人）との意思伝達を妨げており、将来この問題が住民の国家への誤解や不信に発展するのではないかという懸念を抱いたとの内容である。興味深いのは、1802年の訪問では国王がドイツ語の普及をもってこの問題の解決を示唆しているのに対して、1807年の訪問ではむしろ所轄のドイツ人官僚が臣民の様々な異言語を習得すべきであって、臣民が国語（Staatssprache）を習得すべきものではない、と命令の中で強く指示していることである。このように国王が考えを正反対

メクフが1846年にオーストリアに併合されたのを初めに、ポーゼン大公国は三月革命（1848年）後の1849年に、ポーランド王国は1863年の「1月蜂起」後に廃止された。当時のポーゼン大公国（州）とポーランド（人）問題に関しては、わが国にも以下の研究がある。割田聖史「プロイセン国民会議における「ポーゼン問題」」、『現代史研究』45、1999年、33-49頁。伊藤定良『ドイツの長い19世紀 ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』青木書店 2002年、3-7、41-55頁。

5) P. Böhning, *Die nationalpolnische Bewegung in Westpreußen 1815-1871*, Marburg 1973, S. 21-22.

6) 小稿（I）「カシューブ人の歴史と地域主義^{リージョナリズム}（I）——ドイツとポーランドのはざままで——」『龍谷大学経済学論集』第41巻第3号（2001年12月）、88-93頁。

に改めたのには、国王の相談役でオストプロイセン州の国民教育を指導していたケーニヒスベルクの官吏、ハイルベルク (Heilberg) の文明論の影響がある。歴史的にみれば、そのような文明論とは18世紀から続く時代精神や時代思想の反映とみることもできる⁷⁾。

プロイセン官僚ハイルベルクの思想を端的に表徴するのは、1800年にケーニヒスベルクで出版されたリトアニア語辞典である。この辞典はドイツ人研究者ミエルツケ (Mielcke) が編纂しているが、その「あとがき」には哲学者イマヌエル・カントとハイルベルク自身が推薦文を寄せている。歴史家 K. フォルシュトゥローターの言葉を借りれば、「この仕事は、単に当時の注目すべき学問的業績だとか、近隣の小民族を言語的側面から認識しようとしたドイツ精神の弛まぬ努力の成果とかにとどまるものではない、それは全くもってリトアニア民族 (Volk) への愛をこめて書かれた書物に他ならない」という。内容的にもリトアニア語やリトアニア民族の資質を賞賛しており、またカントも積極的に協力していたように、この辞典編纂の基底には18世紀のドイツ啓蒙主義の精神をみることができよう。さらに付言すべきは、官僚ハイルベルク個人の支援だけでなく、この辞典の発刊にはプロイセン官庁の財政的な後押しがあったことである。この官民一体となった文化事業もやはり啓蒙主義やそれに基づく普遍的人道主義の精神によるものと解釈することができるかもしれない⁸⁾。この点で、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世のリトアニア語問題への対応の変化についても、直接的にはハイルベルクの助言に負うところが大きいだが、当時の官僚層をもとらえていた18世紀の時代精神の残響を無視することはできないであろう⁹⁾。フォルシュトゥローターは、18世紀が「人間中心の問題」によって牽引された時代であるならば、19世紀は「民族対立」の刻印を帯びた時代であると約言しているが¹⁰⁾、言語評価を基準としたドイツ人の異民族観にもそれと同様の変化を観察することができる。引き続きリトアニア語の評価を中心にその過程を追ってみよう。

19世紀初頭ではリトアニア語は保護する対象であっても、これを排斥したり、ドイツ語を拙速に強制することには一般に否定的な意見が大勢であったが、一方で従来の啓蒙主義的な価値観はリトアニア語に対する否定的な評価をも同時に育んでいた。つまり、リトアニア語は単なる民衆語 (Volkssprache) であって、やがて教養あるリトアニア人はドイツ語を話すようになるから、無理にドイツ語を押しつけなくても、文化の高度な発展の必然としてドイツ語は自然と受け入れ

7) K. Forstreuter, 'Die Anfänge der Sprachstatistik in Preußen und ihre Ergebnisse zur Litauerfrage', *Zeitschrift für Ostforschung*, Jg. 2 (1953), H. 3, S. 331-333.

8) ミエルツケのリトアニア語辞典は、1747年に刊行された辞典の改訂版である。やはりドイツ人研究者 (ルーイッヒ Ruhig) の手に成るこの辞典は、ドイツ啓蒙主義を代表する文学者レッシングにリトアニア文学を紹介したことで知られている。また、プロイセン官庁はこの辞典とリトアニア語訳の聖書の出版にも出資している。Ibid., S. 330.

9) 一方、ポーランド研究者 E. マルトゥシェフスキによれば、すでにこの時点でゲルマン化政策の構想が芽生えているというが、フォルシュトゥローターの論文とは依拠する史料が異なるので、一概に論評できない。今後の検討課題としたい。E. Martuszevski, 'Koncepcja zgermanizowania Litwinów pruskich opracowania i przjęta do realizacji w latach 1802-1803', *Komunikaty Mazursko-Warmińskie* 1979, nr 4, s. 441-458.

10) K. Forstreuter, *op. cit.*, S. 330.

られることになるという考えである。ここでは、民族的な偏見や差別が介在しているというよりも、むしろ言語を人間関係の表現や道具とみなす合理主義的な考え方や文明の進歩への素朴な信奉が見受けられる。別言すれば、言語の評価において決定的なのはその民族性よりも、それがもつ教養的な価値 (Bildungswerte) だという理念である。そしてそのような視点から早くも1802年には一部の官僚から「リトアニア語の根絶の必要性」が提起されている。その理由としては、リトアニア語は概念的に貧困であり、それゆえに抽象的な概念を正確に表現することが難しく、「文化的な価値の担い手はなりえず、平民の言語でしかない」ことを挙げている¹¹⁾。このような価値観は、一方でポーランド語に対する認識の中でも具体的に表れている。つまりポーランド語はもはや民衆語ではなく、教養人も使用する標準語の段階にあり、リトアニア語のように歴史の発展とともに消えゆく存在ではないと評価しているのである。このことから当時の官僚層は基本的にはまだ18世紀的な啓蒙主義の影響下にあったといえるかもしれない¹²⁾。

しかし、これまでにみたドイツ人官僚のリトアニア語に対するアンビヴァレントな態度は次第にナショナリズムの方向に収斂していく。19世紀前半にはリトアニア語を排斥しドイツ語の普及を推進する議論が学校教育の現場を中心に沸き起こってくるが、専断的で強硬な措置を求める主張はまだ認められない¹³⁾。だが、1830年にロシア領ポーランドで起きた「11月蜂起」の余波でポーランド民族運動が活発になるにつれ、これに対抗してか、プロイセンではナショナリズム台頭の兆しが徐々に現れてくる。とくに同年1830年に『プロイセン州報』に発表された「わが祖国における副次的言語 (Nebensprache) の消滅を推進するにあたって」と題する論文はこれまでの異民族観の転換をなすものであった。この論文では、副次的言語とはリトアニア語だけでなくポーランド語や低地ドイツ語などの方言までも含んでおり、標準ドイツ語による「国民教育にとって重大な障害物である」とされた。また、国家の介入によって副次的言語の消滅を加速化することが急務であり、そのためには学校教育や兵役義務などの手段が有効であると論じている。ここに至っては以前の啓蒙主義の伝統は衰退し、ポーランド語も「国家による全般的な人間形成」を妨げる要素として敵視されるのである¹⁴⁾。

11) オストプロイセン州国務大臣 L. シュレッター (Leopold von Schrötter) はこのような見解を代表する指導的な官僚であったが、彼は一方で世襲的臣従関係 (Erbuntertänigkeit) の積極的な廃止論者でもあり、そのことからリトアニア語の根絶を「啓蒙と進歩」の立場から提案したとする見方もある。Ibid., S. 331-332; M. Niedzielska, 'Die Geschichtsschreibung der Provinz Preußen und die Frage der nationalen Minderheiten im 19. Jahrhundert', H. Hennig/P. Kunze (Hg.), *Nationale Minderheiten und staatliche Minderheitspolitik in Deutschland im 19. Jahrhundert*, Berlin 1999, S. 44. しかし、すでに1770年頃にはプロイセンのリトアニア人、K. ドネライティス (Kristijonas Donelaitis) がリトアニア語による最初の文学作品 (叙事詩) を創作していることなどを考慮すれば、リトアニア語に対する先入観や過少評価があったことは否定できない。M. Niedzielska, *op. cit.*, S. 44.

12) K. Forstreuter, *op. cit.*, S. 332. もちろん、当時にポーランド人を劣等民族とみなす偏見や差別がなかったわけではない。例えば、1798年にケーニヒスベルクに滞在したドイツ人文学者は旅行記の中で現地のポーランド人を「半人半獣 Halbmensch」と称しているほどである。W. Abegg/J. Abegg (Hg.), J. F. Abegg, *Reisetagebuch von 1798*, Frankfurt am Main 1987, S. 142; M. Niedzielska, *op. cit.*, S. 43.

13) K. Forstreuter, *op. cit.*, S. 333.

14) 'Über die Einwirkung auf das Erlöschen der Nebensprachen in unserem Vaterland', *Preußische*

「三月革命」(1848年)を経た1853年の『新プロイセン州報』にはさらに直接的にナショナリズムを喚起させる論文が掲載される。この論文では、ドイツ人自身、一つの国民になるためには言語を統一しなければならないし、その結果「プロイセン国家が副次的言語の消滅に成功し、ドイツ的教育とドイツ語を普及させたとしても何ら不自然なことではない」と断じる。ポーランド語についても「たとえそれが広く民衆によって話されているにしても、そのような事情だからといって祖国の住民をゲルマン化の対象から外す理由にはならない」とし、「向こう50年以内にプロイセンの非ドイツ系住民の消滅」を提唱するなど、論調は極端にエスカレートするのである¹⁵⁾。

これまでみたように、19世紀後半に顕在化したドイツ・ナショナリズムの発展とゲルマン化政策の実施は、プロイセン国家指導層の異民族観の変化と軌を一にしており、同時にその反作用としてポーランド人を先頭に民族対立や民族運動を引き起こすことになった。国家と民族的(national or ethnic)マイノリティが激しく衝突する場面となったのは、まず最初にドイツ語を強制された学校教育の現場であり、さらに経済・政治・文化などの社会の各分野へと拡大していった。このテーマについては次稿(V章)で、歴史的事実関係に即して、ナショナリズムの問題と初期カシュープ人運動との関係を中心に考察することになる。本稿では以下、プロイセン国内の民族問題を論じる上で歴史的な条件及び背景である東部国境地帯の民族関係を概観し、次にカシュープ人を全体の民族関係の構図の中で捉らえてみよう。

b. 言語的マイノリティと民族的マイノリティ——「プロイセン統計」と調査方法の問題——

19世紀後半よりプロイセンでは人口動態を中心に国内の住民調査が実施され、その結果が公開されてきた。この調査報告は一般に「プロイセン統計 Preußische Statistik」と通称され、当時のヨーロッパでも最も正確で信用度の高い統計資料との評価を得ている。「プロイセン統計」の一部を成す各地の住民の言語統計は、そのまま国内の民族的マイノリティに関する統計を兼ねており、住民の使用する言語によって帰属する民族を判定し、その集計をもって国内の民族構成や民族関係、あるいはその動向を提示していた。しかし、その調査方法をめぐっては、ドイツとポーランドの歴史学界を中心に様々な議論が繰り返され、「プロイセン統計」の客観性や信憑性に対して少なからぬ疑問が投げかけられていたのも事実である。近年刊行されたポーランドの歴史家 L. ベルジットの研究は従来の論点を整理分析し、「プロイセン統計」の批判的検討と歴史的評価を試みたものとして、すでにドイツ・ポーランドの両学界でも定評がある¹⁶⁾。本稿では、ベルジットの研究に基本的に準拠しながら、まず「プロイセン統計」の調査方法の問題点について要約しよう。

プロイセンでの最初の言語調査は、前述したように、1817年にオストプロイセン州の住民を対象に実施されたものである。この調査の目的には、当地のリトアニア人・ポーランド人などの民

Provinzial-Blätter (1830), S. 343 f.; K. Forstreuter, *op. cit.*, S. 333-334; M. Niedzielska, *op. cit.*, S. 45.

15) K. A. Jordan, 'Einige Worte über die litauische Sprache und Professor Schleicher', *Neue Preußische Provinzial-Blätter*, 4 (1853), S. 43; M. Niedzielska, *op. cit.*, S. 45-46.

16) L. Belzyt, *Sprachliche Minderheiten im preußischen Staat 1815-1914*, Marburg 1998.

族的マイノリティの実態を明らかにするだけでなく、学校教育での講義用語の在り方について検討することも含まれていた¹⁷⁾。前節で言及したように、この教育問題は国策として19世紀後半以降に展開された同化（ゲルマン化）政策と密接に関連しているが、「プロイセン統計」の言語調査も同じ歴史のコンテキストの中にある。

統計事業それ自体の発足は17世紀（1683年）に徴税を目的とした人口調査にさかのぼるとされるが、国家が本格的に取り組みだしたのは、1805年にベルリンに王国統計事務局（Königliches Statistisches Bureau）が設立されてからである。同事務局が試行錯誤による長い準備期間を経て初めて全国規模の調査結果を発表したのは1861年のことであり、これを皮切りに第一次世界大戦勃発までに1890年、1900年、1905年、1910年と計5回にわたって行なっている¹⁸⁾。言語統計もその一環として開始されたが、調査当初（1860年）の同事務局の『プロイセン国家の住民における言語の多様性』と題する報告書はこの時代の民族問題に関する意識を反映してと思われるので、少々長いが引用しよう。

報告書は冒頭で「ヨーロッパの大国では、上級官庁が公的要件の審理のときに使用する言語が、すべての住民の母語であることはない」とし、母語の方言以外に語源が根本的に異なる言語とそれに基づく異民族の存在を指摘する。他国の例としては、バスク人、ブルターニュ人、アルザス・ロレーヌのドイツ人、さらにイギリスのウェールズ人やスコットランド人を挙げており、プロイセン本国では、リトアニア語、「様々な方言をもつスラヴ語」、ヴァロン語を主要な異言語とみなしているが、このような言語を使用する住民の人数についてはまだ確定的でないとする。しかし「プロイセン国家は、住民のはるかに圧倒的な多数派をもってしてドイツ的であるばかりでなく、その行政も本質的にドイツである」とし、国家中枢の省庁及び地方の上級官庁の職務がドイツ語で執行され、法令や軍令なども同じくドイツ語で発布されていることを強調する¹⁹⁾。教育についても、全国の大学と高等教育機関の講義も一般にドイツ語で行なわれているだけでなく、ドイツ語を十分に習得していない者は公教育の職に就くことができないことに言及した上で、

17) 1817年のオストプロイセン州グンペンネン県では住民の間で4つの言語（ドイツ語、リトアニア語、ポーランド語）が話されていたが、1825年より正教信仰のフィリップポネン人（Philipponen）が渡来したため、5言語となった。但し、ここでのポーランド語はその一方言であるマズール語を指している。K. Forstreuter, *op. cit.*, S. 336-337. フィリップポネン人、または当地に居住していたシンティ・ロマ（ジプシー）については、M. Niedzielska, *op. cit.*, S. 49. を参照。

18) L. Belzyt, *op. cit.*, S. 7.

19) 「ドイツ語の知識は教養階層の人々には前提条件であり、それなくして営業活動も不可能であった。だが一方で、このようなドイツ語の普及にもかかわらず、他の言語が家庭生活や地域住民の間で専ら排他的に使用され、この環境内ではドイツ語の知識なしで済ませることができる状況が存在している。とくに女性、老人、子供は非ドイツ語の母語のみを理解する。このような地域では、ドイツ語が家族語（Familiensprache）として使用されているのは上流階層のみで、教養階層ではドイツ語の表現や理解が正確にできるが、ドイツ語はあまり流通していない。また、中流、下流の階層となるとドイツ語は片言程度で、それも頻繁に用いる単語に限定されている」。‘Die Sprachverschiedenheiten der Bewohner des preussischen Staats, nach den von den Regierungen im December 1858 angestellten Erhebungen’, *Zeitschrift des Königl. Preussischen Statistischen Bureau*, Jg. 1 (1860/61), No. 2, November 1860, S. 33-34.

「行政は臣民がドイツ語を知らないということで不利益を受けることのないよう十分に配慮すべきである」とも述べている²⁰⁾。また、ドイツ語の普及に関しても「行政やそれこそ教育上の目的からすれば、住民が教育段階に応じて理解すべきところをドイツ語で不自由なく理解できれば、それで十分に満足のゆくものである」とし、「このような場合であれば、その地域は、たとえドイツ語以外の言語が一般的に通用し、よく話されているとしても、まさしくこの点でドイツ圏とみなされる」という。これに対して「ところが行政官庁は管轄地区の言語関係の報告の際、しばしば全く異なる捉らえ方をする。それによれば、非ドイツ語が保持されているかぎり、(地域の)起源が言語関係を決定することになる。そうすると植民地は、数百年前からドイツ的環境におかれ、すでにドイツ語が定着していても、それ(ドイツ語)以外の土着の言語に関する知識が敬虔な追憶(祖先崇拜)として生き残っているだけでも、いつまでも非ドイツ的とみなされるのである」²¹⁾。ここでは異言語に対する行政官庁の敵対的ともいえる姿勢に苦言が呈されているが、重要なのは住民の言語調査を実際に担当したのが地方の行政官庁であったことである。すなわち、以下にみるように、調査方法やその結果の処理との関連で一定のバイアスがかかっていたとしても不思議ではない。

1861年の最初の全国住民調査は、言語調査においても初めて統一的な基準を採用している。住民に問われたのは普段に家庭内で使用する言語、家族語(Familensprache)である。この方法の問題点は、第一に調査用紙の「家族語」欄に回答したのが当該家族の家長だけであったことである。このためにその家族構成員はもとより、同居する親類や奉公人・使用人・徒弟の言語までも家長の言語と一緒にたにされ、「正確さ」を歪めることになったことは否定できない。このことがどの民族に有利に働いたかは一概に言えないが、一般的に家長が属する旧世代が主な調査対象になったことは明らかである。第二に、データの「変更」が容易であったことである。実際にどのような情報操作が行なわれていたかについては明らかではないが、識字率が極端に低かった当時では直に調査用紙に記入したのは調査員である教員であり、その教員を監督していたのが地方の官庁であることを考慮すれば、その可能性は否定できない。第三に「バイリンガル(2言語併用者)」の問題である。この場合「バイリンガル」は、家族語は異言語であるがドイツ語も理解できる者に限定されており、また調査の対象とはなったものの、その人数は公表されることなく、ドイツ語系住民の中に算入されることが多かった。このような「バイリンガル」は本来は異言語系住民として扱うべきであるが、基本的には以下にみるように、調査の設問自体に問題があったというべきであろう²²⁾。

* 1861年言語調査の設問 設問29「普段家庭ではどの言語が話されているか？」

20) そのような配慮として、非ドイツ語である民衆語による礼拝、初等教育、裁判・警察の公務執行及び政令の発布などが保障されている。Ibid., S. 34.

21) Ibid.

22) 1861年以前の言語調査は各地方の行政機関によって実施されていたが、一般的に住民に問われていたのは「日常語 Umgangssprache」として使用する言語であった。その概念や調査方法の実態についても不明な点が多い。L. Belzyt, *op. cit.*, S. 10-11; P. Böhning, *op. cit.*, S. 14-16.

設問30「もし普段の家族語がドイツ語でなければ、家族のメンバーはその異言語のほかにドイツ語も理解できるか？」

この設問から明らかなのは、ドイツ語を家族語とする個人に対して、当人が他の言語を理解したり、話すかについては全く問われていないことである。つまり、「バイリンガル」をドイツ人の中に見いだすことには無関心であり、異言語を家族語とする者にドイツ語の知識を問うだけの一方的なものであるといえよう。換言すれば、異言語系住民とみなされたのはドイツ語をまったく話さない者だけであり、つまり多少でもドイツ語を話せる者、例えば「バイリンガル」などはドイツ語系住民に数えられたのである。この「バイリンガル」をどう扱うかについては、これまでドイツとポーランドの研究者で見解が別れていた。ドイツ人研究者の多くは「バイリンガル」のグループをドイツ語系住民、ポーランド語系住民（あるいはリトアニア語系、ソルブ語系）との間で等分しており、なかには「バイリンガル」の存在を全く考慮しないケースもあった。しかし、公用語であるドイツ語が支配的言語である時代状況からすれば、異言語や「バイリンガル」のグループとして申告することは日常生活、とく職場では不利になったことも十分に予想される。そのような諸条件を考慮すれば、ベルジットの研究に倣って、「バイリンガル」と回答した住民は異言語系住民に換算して「プロイセン統計」の「補正」をする必要があろう²³⁾。

次の第2回にあたる1890年の全国住民調査は、方法論的には最初の近代的な統計であり、後の1900年、1905年、1910年の調査の先駆けとして評価されている。言語調査でも、個々の人間の母語(Muttersprache)を問う方法で統一されており、前述の「バイリンガル」の人数も別枠で公表している点でも、従来の統計よりも「正確さ」を高めているといえよう。また、1861年と比較して今回の調査はよりシステマティックに実施されている。末端の調査員は地元の役場や警察の監督下に置かれ、その上部では郡・県・州の官庁が調査結果を「検閲」し、必要とあれば再調査を命令できるなど、厳重な監視体制を敷いていた²⁴⁾。だが、この官僚機構を駆使した「正確さ」も民族対立が激化していた当時では相対化を免れることはできない。同時代の研究者 L. ベルンハルトのコメントを引用しよう。

「民族抗争が激化しているときに冷静な客観性を守るのは容易ではないし、ましてや郡長や県知事が調査を政治的な道具としてみなしているときには、調査員の客観性は厳しく問われることになる。調査員の大部分が民衆学校の教員であるため、さらに立場上の利害が関与してくる。というのは、〈ポーランド人〉の減少と引き換えに〈ドイツ人〉または〈バイリンガル〉が増大することは、ドイツ学校のゲルマン化の成果として評価されるが、もし〈バイリンガル〉が減少したときには教員にその責任が押しつけられるからである。その次の段階にある郡長の調査書のチェックと県知事の監察となると、ポーランド側のアジテーションに対抗する意識は

23) L. Belzyt, *op. cit.*, S. 14-15.

24) *Ibid.*, S. 11-12. なお、母語とは個人的な基準で判断されるものであり、1910年の「プロイセン統計」では「考え、祈るときに言語」と規定されている。D. v. Oppen, 'Deutsche, Polen und Kaschuben in Westpreußen 1871-1914', *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands*, Jg. 4 (1955), S. 170.

さらに高まり、ある郡長も述べているように、ときには行き過ぎが生じることもある²⁵⁾。

このように行政官庁だけでなく教育機関である学校組織までもが住民の言語調査に関与または介入したことの直接的な原因は、最終的な統括部署である統計事務局が言語集計の誤謬を処理する能力や執行力を欠いていた点にある。本来は、ベルンハルトも指摘するように、より現実に近い民族関係を調査するには各調査機関は統計事務局の直属とし、また統計事務局の専門家は政治的影響から自由に職務を執行すべきであるが、ナショナリズムが激しく衝突する当時の状況からすれば、このような「中立性」を保つことはほとんど不可能であった²⁶⁾。なぜならこの時代にあっては母語としてどの言語を申告すること自体が、住民個人にとってもはや言語の選択というよりも、帰属すべき民族を選択することを意味しており、然かるべき覚悟と決意を要求されたからである。具体的にどの時期かは特定できないが、これを分岐点として言語的マイノリティは同時に民族的マイノリティとみなされることを背負わされたのである²⁷⁾。すなわち、住民はアイデンティとしての民族意識を問われたのであり、たとえ虚偽の申告であれ、それをいわば主体的に決断したかぎりにおいて「中立性」を保つことはできないのである。

以上、「プロイセン統計」における調査方法の問題について要約したが、「正確さ」を歪める様々なバイアスにもかかわらず、そのことでこの史料の本質的な価値が減じるものではない。「プロイセン国家の住民の言語に関する統計的資料を民族的構造を描写する上で有用とするためには徹底的に批判的な視点に立つしかない」として、ベルジットは「プロイセン統計」に「補正」を施し、実像に近い民族関係を再現することを試みている²⁸⁾。以下、彼の研究成果に基づきながら、言語統計を軸にプロイセン東部の民族的マイノリティの状況を素描しよう。

c. 民族関係の概観

1772年の第一回ポーランド分割以後、同国の支配的民族であったポーランド民族をはじめとする東中欧のスラヴ系諸民族 (Nation or Ethnie) はロシア・プロイセン・オーストリアに三分割された。プロイセン東部の国境地帯ではポーランド人、リトアニア人、ソルブ人の他にカシューブ人とチェコ人が定住しており、その地理的分布は広範囲に及んでいる (図2を参照)。だが、言語統計でカシューブ語が正式に認知されていない当時では、カシューブ人の存在は同類の言語系のポーランド人の中に埋もれており、「プロイセン統計」ではポーランド人に換算されている。この「統計上のカシューブ人問題」については次節で検討することとし、以下、当地域における支配的民族であるドイツ人と民族的 (national or ethnic) マイノリティとの関係を、人口の推移 (1831-1910年) を中心に概観しよう。

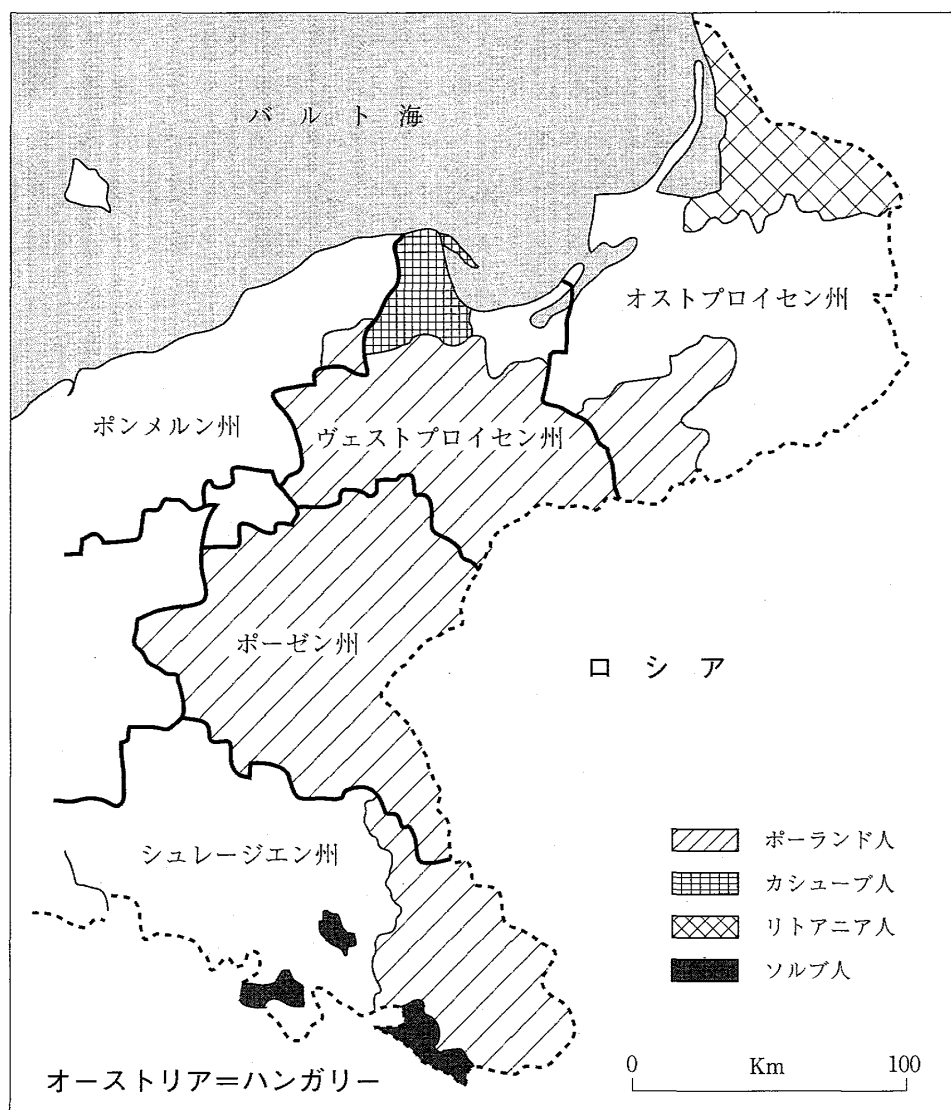
25) L. Bernhard, 'Die Fehlerquellen in der Statistik der Nationalitäten', P. Weber (Hg.), *Die Polen in Oberschlesien. Eine statistische Untersuchung*, Berlin 1914, S. XVIII.

26) *Ibid.*, S. XIX.

27) P. Böhning, *op. cit.*, S. 19.

28) L. Belzyt, *op. cit.*, S. 12. その「補正」のための参考資料となるのが、学齢児童の言語を調査した資料である。1886年、1891年、1896年、1901年、1906年、1911年の計6回実施され、その結果は「プロイセン統計」で発表されている。*Ibid.*, S. 5.

図2 プロイセン東部の言語的マイノリティ (1900年)



(出典) M. Heinemann, 'State, School and Ethnic Minorities in Prussia, 1860-1914', J. Tomiak (ed.), *Schooling, Educational Policy and Ethnic Identity*, Comparative Studies on Governments and Non-dominant Ethnic Groups in Europe, 1850-1940, Vol. I. New York University Press 1991, pp. 160.

国内における最大の民族的マイノリティであるポーランド人は、プロイセン国家の推進する同化（ゲルマン化）政策の最大の標的であり、また最大の敵対勢力となりうるものであった。具体的には、公用語であるドイツ語の普及浸透、学校教育によるドイツ語の強制、さらに「文化闘争 Kulturkampf」に代表されるカトリック抑圧政策等によって、ポーランド語系住民ををゲルマン化することは、国民統合を目指すプロイセン国家にとっては最も重要な課題の一つと目されていた。では、そのような政策はポーランド語系住民の人口の増減や比率にどのような影響を及ぼしていたのであろうか。

表1が示すように、東部11県での人口比率をみると、ドイツ語系住民は全体の2/3以上を占めているが、ポーランド語系住民との対比してみると、その人口推移は決して単調でない。1831-1910年の間にドイツ系住民は4,239,000人から8,776,000人へと107%増加しているが、人口

比率は65.7%から65.8%とほぼ横ばいである。ポーランド語系住民は1,911,000人から3,878,000人へと約103%増加し、その比率は29.6%から29.95%へと微増しているが、ドイツ語系住民とほぼ同じような発展傾向を示している。しかし、時代を1890年前後を区切ってみると、全体として同年まではドイツ語系住民の比率は順調に上昇するが(65.7%から69.4%)、これを境に低下しているのである(69.4%から67.8%)。一方、1890年までのポーランド語系住民の比率は緩やかに低下し(29.6%から28.0%)、それ以降は一転して上昇している(28.0%から29.95%)。この対照的な傾向について最近の研究では以下の点に主な原因を求めている。

表1 プロイセン東部11県の民族関係*

(概算値)

年	ドイツ語系		ポーランド語系		リトアニア語系		ソルブ語系		チェコ語系	
	住民数	%	住民数	%	住民数	%	住民数	%	住民数	%
1831	4,239,000	65.7	1,911,000	29.6	158,500	2.5	89,500	1.4	49,000	0.8
1861	6,164,000	67.5	2,618,000	28.7	171,500	1.9	108,000	1.2	67,000	0.7
1890	7,679,000	69.4	3,103,000	28.0	131,000	1.2	76,000	0.7	77,000	0.7
1910	8,776,000	67.8	3,878,000	29.95	114,000	0.9	74,000	0.6	86,000	0.7

* 東部11県 (Regierungsbzirk) とは, Königsberg, Gumbinnen, Allenstein (1905年に成立), Danzig, Marienwerder, Köslin, Frankfurt/O, Bromberg, Posen, Oppeln, Breslau, Liegnitz の各県を指している。

(出典) L. Belzyt, *Sprachliche Minderheiten im preußischen Staat 1815-1914*, Marburg 1998, S. 18, 25, 26-29. のデータより作成。

まず1890年まではゲルマン化政策と植民委員会によるドイツ人の入植が影響していると推定されている。また、1890年以降の逆転現象では、ポーランド民族運動の発展、ポーランド語系住民の多産的性格や比較的高い自然増加率と並んで、「東方離脱 Ostflucht」の問題が重視されている。この「東方離脱」とは、経済的に停滞していたプロイセン東部の住民（とくに農民）が離郷し、急速な経済発展を遂げていたベルリンやプロイセン西部のルール工業地帯、もしくは北アメリカに移住することを指している。移住した住民の詳細は明らかではないが、その大多数がドイツ語系住民であり、その結果、1890年以降の人口比率の低下をもたらしたとされる。とくに1871年のドイツ帝国成立後、国内の地域経済の不均等発展はこのような人口移動を促進したが、「東方離脱」の現象は単に経済的な問題に還元できるわけではない。なぜなら、プロイセン東部にも、ルール工業地帯に匹敵するオーバーシュレージエン工業地帯が大量の外部の労働人口を吸収していたからである。しかし、その多くはポーランド語系住民であり、またロシア領、オーストリア領ポーランドからの移民も含まれていた。ドイツ語系住民が西部移住を決断した理由については、プロイセン東部が抱えていたマイノリティの存在や「近代化」の遅れなどの諸問題を視野に入れて究明する必要がある²⁹⁾。

29) プロイセン東部のポーランド語系住民の「子沢山」については、統計的にも実証されている。*Statistisches Jahrbuch für den Preußischen Staat* 1913, Berlin 1914, S. 19. 「東方離脱」については、ここではそのパイオニア的研究を挙げておく。A. Brożek, *Ostflucht na Śląsku*, Kraków 1966.

また、「東方離脱」にはポーランド語系住民も流入していた。19世紀末よりプロイセン西部への移住が顕著になり、ルール工業地帯、ベルリン、ボンメルン州、ブランデンブルク州、ザクセン州などで、現地の人口に占めるポーランド語系住民の割合が増大している。このことはプロイセン国家全体にも反映しており、1890-1910年の間にポーランド語系住民の比率が10.8%から10.9%に増加している分だけ、ドイツ語系住民は87.4%から87.1%に低下しているのである³⁰⁾。

このようにポーランド語系住民が順調な増加をみせているのは、信仰するキリスト教宗派と密接不可分の関係にある。1831-1910年を通じて、プロイセン東部のポーランド語系住民はその90%以上がカトリック信者であり、1910年では97%に達していた³¹⁾。すでに以前からポーランド人=カトリック、ドイツ人=プロテスタントの等式が定着していたが、19世紀の70年代から90年代の「文化闘争」以後、このイメージはますます現実的なものとなった。「文化闘争」が全体として失敗に終わったのも、カトリック聖職者がポーランド民族運動と連携して頑強な抵抗を続けたためであり、その結果、民族と宗教の関係はより強化されたのである。この両者の関係は、以下にみるように、他の言語的マイノリティを考察する上でも重要な意味をもっている³²⁾。

プロイセン東部の第2のマイノリティであるリトアニア人は、オストプロイセン州の北東部のグンビネン県とケーニヒスベルク県に生活圏をもっている（図2を参照）。言語調査でみるかぎり、19世紀後半から急速な同化（ゲルマン化）の過程をたどり、1821-1910年の間にリトアニア語系住民は158,500人から114,000人へと28%も減少し、人口比率も2.5%から0.9%にまで低下している（表1）。リトアニア語系住民がその勢力を保持したのは、具体的にはリトアニア民族運動が活発だった地域だけであり、その他はドイツ語系住民の増加が著しい。現在までの研究水準では、この原因は十分に究明されていないが、注目すべきは、リトアニア語系住民の93%は、ドイツ語系住民と同様にプロテスタントであり、カトリックは6%にすぎないことである（1910年）。ここでは、ポーランド人とは異なり、支配的民族（ドイツ人）と同じ宗派（プロテスタント）を共有していたことが、ゲルマン化に有利に働いたと考えられている。なお、1910年の「プロイセン統計」では、プロイセン全体におけるリトアニア語系住民の総数は99,429人（全人口の0.25%）で、その一部（計3,150人）がベルリンやルール工業地帯などに在住している³³⁾。

第3の民族的マイノリティであるソルブ人は、カシューブ人と同じく、歴史上、自らの国家を有することはなく、その独自の存在を現在まで保持している³⁴⁾。19世紀まではヴェンド人

30) このポーランド人の人数には、カシューブ人、マズール人、「バイリンガル」の人数も含まれている。なお、1910年の「プロイセン統計」はポーランド語系住民の総数を4,027,487人（全国民の約10%）と報告している。L. Belzyt, *op. cit.*, S. 23-24.

31) *Ibid.*, S. 20.

32) しかし、ゲルマン化政策は決して頓挫したのではなく、一定の成果を収めているのも事実である。例えば、「文化闘争」以後、ポーランド人=カトリックという社会的意識（世論）に支配的なイメージは、スラヴ語系住民（ポーランド人、カシューブ人、マズール人）のプロテスタントのゲルマン化を促進したのである。*Ibid.*, S. 19.

33) *Ibid.*, S. 24-26.

34) ソルブ人とカシューブ人は、同じスラヴ系であること以外に、国家なき民族的マイノリティとして多くの類似点をもっている。また、ゲルマン化に抗して早くから独自の言語文化を自衛する運動を展開

(Wenden) とも称されたが、その言語はエルベ・バルトスラヴ族に属するものとして、「プロイセン統計」でも独立した言語として認知されている。1815年のウィーン会議での国境画定後、ソルブ人の約80%はプロイセンに、残りの20%はザクセンに分断された。プロイセンでの居住地はラウジッツ (Lausitz) 地方に集中し、行政管区でいえば、シュレージエン州のリーグニッツ (Liegnitz) 県、ブランデンブルク州のフランクフルト (Frankfurt/O) 県に相当する。ソルブ語系住民の数は、一時的には増加したものの、1821-1910年の間に89,500人から74,000人へと17%減少し、人口比率も1.4%から0.6%へと低下している。人口の後退を免れているのはソルブ民族運動の牙城であったコットブス郡 (Landkreis Cottbus) だけであった。19世紀後半以降に人口が急減し、ゲルマン化の過程を歩んでいることは、リトアニア語系住民と共通しているが、宗派も同じプロテスタント (全体の96-98%) であったことは示唆的である。1910年の「プロイセン統計」は、ソルブ語系住民に関して、ラウジッツ地方に67,809人、その他ベルリンやルール工業地帯などに6,200人、計74,009人の在住を報告している³⁵⁾。

最後に取り上げるチェコ人の居住地はシュレージエン州のきわめて狭小な地域に限定されている。チェコ人は一般にメーレン (モラヴィア) 人とベーメン (ボヘミア) 人に二分されるが、前者はオッペルン県の南部に、後者はブレスラウ (Breslau) 県やリーグニッツ県に小規模な居住地がある。チェコ語系住民はプロイセン東部では最小の民族的マイノリティではあるが、表1が示すように、人口比率こそ大きな変動はないが、その人数は49,000人から86,000人へと76%も増加している。とくに、第一次世界大戦後 (1920年) にチェコスロヴァキアに割譲されたフルチン地方 (Hultschiner Ländchen) や当時のオッペルン県のラティボル (Ratibor) 郡では確実に勢力を拡大している。この人口増加には様々な原因が想定されるが、とりわけゲルマン化政策の攻勢を阻んだチェコ民族運動の果たした役割は大きい。ここでも、カトリックが住民の大多数 (約90%) を掌握しており、ポーランド民族運動と同じく、支配的民族 (ドイツ人) とその宗派 (プロテスタント) に対抗する構図が明瞭である。1910年の「プロイセン統計」では、プロイセン全体のチェコ人は111,467人で、やはり経済移民としてベルリンやルール工業地帯などに35,000人近くが在住している³⁶⁾。

ゝするなど、ソルブ人のマイノリティとしての歩みはカシューブ人にとっても模範的な先例でもあった。しかし、本文で言及した宗教問題の他に、地域経済の停滞、地政的状况なども絡まり、ソルブ人のゲルマン化はカシューブ人より速いテンポで進行した。その後、ナチス・ドイツの弾圧、第二次世界大戦の混乱など、ソルブ人にとってアイデンティティの危機が幾度か訪れたが、ゲルマン化の流れを決定的に加速させたのは戦後の状況であった。旧東独政府の抑圧政策や経済的困窮、環境破壊などを理由に旧西独へ亡命・移住するソルブ人が激増したからである。現在では、バウツェン (Bautzen) 地方を中心に約67,000人のソルブ人が民族的マイノリティとしての共同体を営んでいる。J. Borzyszkowski, 'Serbołużyczanie i Kaszubi—podbieństwo losów i wspólnota trwania', J. Samp (red.), *Kaszubszczyzna w świecie*, Wejherowo 1994, s. 82-91; 佐藤和弘「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策——クロストヴィツ Jurij Czezka 中等学校閉鎖問題に寄せて——」『龍谷紀要』第25巻第2号 (2004年1月), 139-151頁。

35) L. Belzyt, *op. cit.*, S. 26-28.

36) プロイセン在住のチェコ人の国籍はドイツ国籍が63%, オーストリア国籍が37%である。Ibid., S. 28-30.

以上、プロイセン東部の国境地帯での言語統計から導き出される民族関係を概観したが³⁷⁾、その流動的な展開の中で、母語である言語の他に、宗教（宗派）への伝統的な帰属意識が民族のアイデンティティに発展する過程も垣間見られた³⁸⁾。もっとも住民個人の母語が帰属する言語グループと本人の民族意識は必ずしも一致するわけではないし、本稿の扱う時代では、そもそも住民の民族意識それ自体が非常に稀薄であるか、形成の途上であったとみるべきであろう。小稿（Ⅱ）で概論したように、まさにカシューブ人がそのような曖昧な状態に置かれていたのである。では、その存在は言語統計の中でどのように認識されていたのであろうか。次節では、他のエスニック・マイノリティと比較しながら、この問題を検討する。

2. 統計上のカシューブ人問題

本節では、カシューブ人が現在も定住する東ポモージェの一带、プロイセン時代ではヴェストプロイセン州（Provinz Westpreußen）と称されていた地域に焦点を当てて考察する。前節と同様に言語統計の視点から浮かび上がる民族関係を概観するとともに、一方でそのようなアプローチでは十分に捉えきれないエスニック・マイノリティ（カシューブ人）の存在形態を同時代の歴史的条件を踏まえながら再現してみよう。

a. ヴェストプロイセン州の民族関係——ドイツ人とポーランド人の人口推移——

東ポモージェは、前述のように、1772年の第一回ポーランド分割でプロイセンに併合された後、すでに翌年には「ヴェストプロイセン州」の名を冠した行政管区として統治されるに至った³⁹⁾。1793年の第2回ポーランド分割で、プロイセンが当地域の主要都市であるダンツィヒ（Danzig）とトルン（Thorun）を獲得してから、ときの国王フリードリッヒ大王は経済振興策に着手し、

37) 一方、プロイセン西部には民族的マイノリティとしてデンマーク人とオランダ人が定住している。1864年のデンマークとの戦争、1866年のオーストリアとの戦争で、シュレースヴィヒ＝ホルシュタインがプロイセンに併合されて、当地のデンマーク人はポーランド人に次ぐ第2のマイノリティとなった。その99.5%がプロテスタントであったが、デンマーク本国の支援もあり、プロイセンのゲルマン化政策には強く反発した。実際に第一次世界大戦後（1920年）の住民投票により、シュレースヴィヒ北部はデンマーク領に復帰している。1910年での「プロイセン統計」によると、143,799人のデンマーク人の在住が確認されている。また、オランダ人マイノリティについては、その第一世代の多くは工業化の時代にルール工業地帯やベルリンなどに移住した集団である。主な居住地は西部の工業地帯で、同じく1910年にはプロイセン全体で114,636人のオランダ人が報告されているが、そのうちドイツ国籍はわずか16%で、あとはオランダ国籍（83%）である。信仰する宗派は地域によりばらつきがあり、その割合は一律ではない。ゲルマン化政策に関しては、「バイリンガル」の人数が極端に少ないことから、実効性に乏しかったものと推察されている。Ibid., S. 30-33. 以上、デンマーク人、オランダ人のマイノリティがゲルマン化の圧力に抗してアイデンティティを堅持できたのは、国外に母国をもち、さらにそれが「近代化」の先行した西ヨーロッパ圏内（プロテスタント派）にあったことが一つの要因であると思われる。その他、プロイセン西部に分布していたマイノリティには、1910年の時点でイタリア人（42,000人以上）、フリース人（推計で50,000～65,000人）、ヴァロン人（約13,000人）等が挙げられるが、本稿ではこの問題についての検討は割愛する。Ibid., S. 34-36.

38) 本節では基本的にドイツ語を母語として申告していたユダヤ人を分析の対象から外したが、その存在については、次節で地域社会の枠内で触れることになる。

39) P. Letkemann, *Die preußische Verwaltung des Regierungsbezirks Danzig 1815-1870*, Marburg 1967, S. 13.

ドイツ人の植民を通じて同州の農業開発を推進した。先住民であるカシュープ人やポーランド人の他に、14世紀から進出したドイツ騎士団の農地開拓によってドイツ人入植地は以前から定着しており、外部からのドイツ人移民が新天地を切り開くのに大きな障害はなかった。しかし、ナポレオン時代（1807-1814年）には、1807年にティルジットの和約で領土の一部であるクルム地方（Kulmer Land）とトルン市をワルシャワ公国に割譲し、またダンツィヒ市も自由都市としてフランスの庇護下に置かれるなど、ヴェストプロイセン州は戦争による政治的混乱と経済的疲弊に見舞われた⁴⁰⁾。1815年のウィーン会議でナポレオン時代以前の状態に復元したヴェストプロイセン州は、オストプロイセン州と合併してプロイセン州（Provinz Preußen）に統合された一時期（1829-1878年）を除けば、行政区画として1918年のヴェルサイユ条約まで存続したことになる（図3を参照）。また、州内は北部のダンツィヒ県（Regierungsbezirk Danzig）と南部のマリーエンヴェルダー県（Regierungsbezirk Marienwerder）に行政的に区分され、郡（Kreis）はその管下に属している⁴¹⁾。

表2 ヴェストプロイセン州の民族関係 1831-1910年

県 年	全住民数	ドイツ語系	%	ポーランド語系	%	バイリンガル	%	他言語	%
Danzig									
1831年	315,731	239,596	75.9	76,135	24.1	—	—	—	—
1861年	464,104	349,467	75.3	114,637	24.7	—	—	—	—
1890年	589,176	421,125	71.5	160,458	27.2	7,184	1.2	148	0
1910年	742,619	532,619	71.7	202,319	27.2	6,993	0.9	687	0
Marienwerder									
1831年	444,710	273,907	61.6	170,803	38.4	—	—	—	—
1861年	706,148	441,382	62.5	264,766	37.5	—	—	—	—
1890年	844,505	508,855	60.3	323,491	38.3	11,953	1.4	133	0
1910年	960,855	565,323	58.8	381,045	39.7	13,959	1.5	516	0
合 計									
1831年	760,441	513,503	67.5	246,938	32.5	—	—	—	—
1861年	1,170,252	790,849	67.6	379,403	32.4	—	—	—	—
1890年	1,433,681	929,980	64.9	483,949	33.8	19,137	1.3	281	0
1910年	1,703,474	1,097,942	64.4	583,364	34.2	20,952	1.2	1,203	0

（出典） L. Belzyt, *Sprachliche Minderheiten im preußischen Staat 1815-1914*, Marburg 1998, S. 93-117 のデータより作成。

表2は、言語調査の結果から導き出されるヴェストプロイセン州の民族関係である。ここでも前節で取り上げたプロイセン東部（11県）の全般的な状況と同様な傾向を看取することができる。

40) P. Gehrke/R. Hecker/H. Preuß/W. Schwandt, *Die Provinz Westpreußen in Wort und Bild*, Teil 1, Danzig 1914, S. 46.

41) G. Heinrich/F. W. Henning/K. G. A. Jeserich (Hg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945*, S. 262-264.

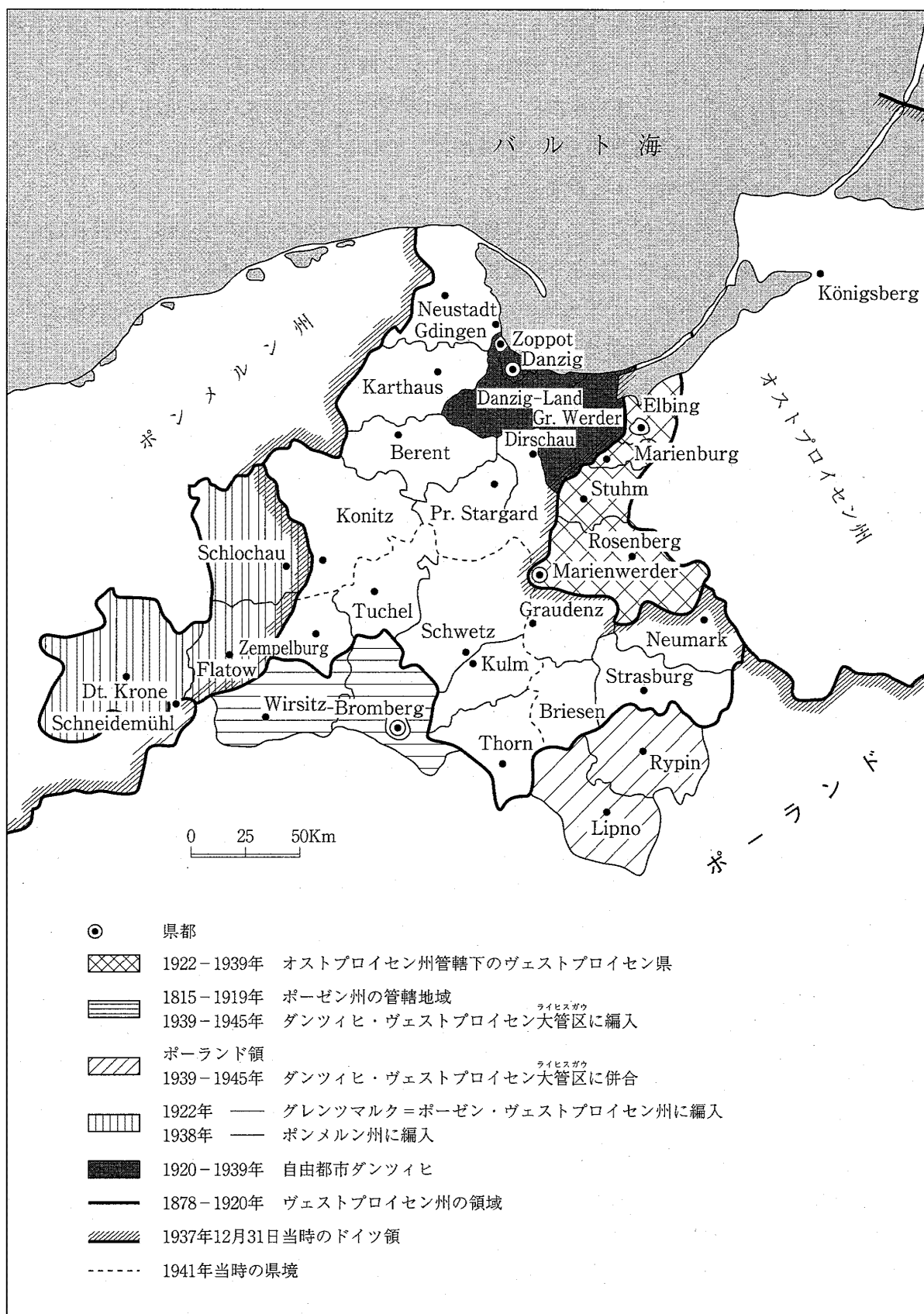
まず、ヴェストプロイセン州の人口であるが、1831-1910年の間に760,441人から1,703,474人へと124%増加しており、そのうちドイツ語系住民は、プロイセン東部と同じく全体の2/3近くを占めている。しかし、具体的な数値を追うと、同時期にその人数は513,503人から1,097,942人へと114%増加しているが、人口比率は67.5%から64.4%に低下している。一方、ポーランド語系住民は170,803人から583,364人へと136%増加し、その比率も32.5%から34.2%に上昇しているのである。そして、前節のように「バイリンガル」の人数をポーランド語系住民に加算すると状況はさらに鮮明になる。すなわち1910年のポーランド語系住民は604,316人となり、1831年との比較では145%増加し、その比率も35.5%に上昇して、人口増大のテンポでドイツ語系住民に大幅に差を付けることになる。

ヴェストプロイセン州でポーランド語系住民の優勢が際立っているのは、プロイセン東部全体での同時期の人口増加率と人口比率の変化が、ドイツ語系住民ではそれぞれ107%と65.7%～67.8%、ポーランド語系住民では103%と26.6%～29.95%であることから明らかである（表1）。前述したように、プロイセン東部全体では1890年を境にドイツ語系住民の比率が低迷し、その反対にポーランド語系住民の比率が上向きに転じる傾向を示している。しかし、ヴェストプロイセン州では、この傾向が——1831-1861年はドイツ語系住民の比率が僅かに上昇してはいるが——当初より顕在化しているのが特徴的である。とくに、カシューブ語系住民の主な居住地が存在するダンツィヒ県のポーランド語系住民の比率は1831-1910年で24.1%から27.2%、「バイリンガル」を加算すると24.1%から28.2%へと上昇している。しかし、この場合、カシューブ語系住民はポーランド語系住民として換算されているので、その実態を解明するには、後述するように、もう少し掘り下げた分析が必要である。

プロイセン東部の全般的な状況と同様に、ヴェストプロイセン州の人口推移におけるポーランド語系住民の優勢は、その主な原因を第1にポーランド民族運動の発展、第2にポーランド語及びカシューブ語系住民の多産的性格や比較的高い自然増加率（とくに農村部）、第3に「東方離脱」の問題に求めることができる。同州のポーランド民族運動の歴史的な展開については次稿で論じることになるが、それが人口推移にどのように影響したかを検証することは困難であり、むしろ状況的な原因としてしか扱うことはできない。第2の原因は、前節で言及したように、統計的に実証されているが、第3の原因については1871-1910年の同州からドイツの国内外への移住者の資料が参考になろう。1871-1910年の間にベルリン、ルール工業地帯など国内の中央・西部、または海外の北アメリカに移住した人数は、ダンツィヒ県で159,589人、マリーエンヴェルダー県では429,398人に達する。とくに農村人口の流出が顕著であり、ほぼ自然増加率と同数の住民が離郷し、その結果、1880-1910年の農村人口は1864-1880年と比べて、約2%減少している⁴²⁾。この「東方離脱」は、基本的にはやはりドイツ国内の経済格差に起因しているが、その民族的な

42) M. Wojciechowski, 'Nationalitätenverhältnisse in Westpreußen zu Beginn des 20. Jahrhunderts (1900-1920)', M. Wojciechowski/R. Schattkowsky (Hg.), *Historische Grenzlandschaften Ostmitteleuropas im 16.-20. Jh. Gesellschaft-Wirtschaft-Politik*, Toruń 1996, S. 75-76.

図3 ヴェストプロイセン州



(出典) G. Heinrich/K. G. A. Jeserich (Hg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945. Organisation-Aufgaben-Leistungen*, Stuttgart 1992, S. 260.

割合となると詳らかでない点が多い。しかし、ドイツ語系住民が大多数を成していることは、ルール工業地帯の資料（1905年）が例証している。当地へのヴェストプロイセン州からの移住者、約90,000人の内、全体の72.2%（約65,000人）がドイツ語系、残りの27.8%（約15,000人）がポーランド語系ないしカシューブ語系であったからである⁴³⁾。このドイツ語系移住者の比率は同州の人口におけるドイツ語系住民の比率（65%前後）を越えていることから、「東方離脱」が民族関係に及ぼした影響を窺うことができる。

以上、ヴェストプロイセン州のドイツ語系住民とポーランド語系住民を中心に、言語統計の視点から民族関係を概観したが⁴⁴⁾、しかしこの視点からではドイツ語を母語と申告しているユダヤ人の姿は見えてこない。宗教（ユダヤ教）をアイデンティティの基調とする、この民族的マイノリティーは、信教に関する統計資料からその人数を算出することができる。結論的に言えば、ヴェストプロイセン州のユダヤ人は構造的に急速に減少している。1871-1910年の間に26,632人から13,954人へとほぼ半減しており、人口比率も2%から0.8%に急落している。これは現象的には「東方離脱」の奔流に吞まれた結果であるが、その原因については単に経済的な問題だけでなく、「反ユダヤ主義」からの逃避といった側面も見逃せない⁴⁵⁾。

ヴェストプロイセン州の民族関係を言語・信教に関する統計から要約すれば、概算でドイツ人

43) 北アメリカへの移民でも同様な結果が出ている。なお、1884-1895年のマリーエンヴェルデー県からの移住者の内、その66%はドイツ人である。K. Wajda, *Migracja ludności wiejskiej Pomorza Wschodniego w latach 1850-1914*, Wrocław/Warszawa/Kraków 1969, s. 103, 190.

44) 信教に関する統計によれば、同州ではプロイセン東部で一般的に受け入れられるドイツ人＝プロテスタント、ポーランド人＝カトリックの等式は単純には当てはまらない。例えば、1910年の資料では、プロテスタントの99.5%はドイツ人であるが、カトリックの31.88%はドイツ人の教徒である。全住民の51.82%はカトリックであることから、大多数がカトリックであるポーランド語系住民（34.2%）を差し引くと、全住民の18%前後がドイツ語系か「バイリンガル」のカトリックであることになる。S. Hartmann, 'Zu den Nationalitätenverhältnissen in Westpreußen vor dem Ausbruch des Ersten Weltkrieges', *Zeitschrift für Ostforschung*, Jg. 42 (1993), S. 393-394. 実際に「バイリンガル」もその大多数がカトリックであり、この事実からドイツ語系カトリックはポーランド語系カトリックがゲルマン化したものであり、「バイリンガル」はその過渡期に該当すると指摘する研究もある。確かにこの両者の居住地はゲルマン化の進行した都市部に集中しており、十分に可能性のある議論ではあるが、データの範囲が限定されているために仮説の域を出てはいない。M. Aschkewitz, 'Zur Frage der Urvolkung in Westpreussen im 19. und 20. Jahrhundert', E. Bahr (Hg.), *Studien zur Geschichte des Preussenlandes. Festschrift für Erich Keyser zu seinem 70. Geburtstag dargestellt von Freunden und Schülern*, Marburg 1963, S. 312-326. このような研究状況に鑑み、同州の「民族と宗教」の問題についての検討は今後の課題としたい。

45) 人口の86.8%（1910年）を都市に集中させていたユダヤ人は、とくにダンツィヒを拠点に経済界の一翼を担っていた。地元の根強い「反ユダヤ主義」に対してもただ受動的に対処していたわけではない。1897年には「ヴェストプロイセン・シナゴグゲマインデ郷土連合（Landesverband der Westpreussischen Synagogengemeinden）」等の自治組織を結成して民族の結束を図るが、第一次世界大戦の終結までユダヤ人地区の崩壊と同胞の流出を食い止めることはできなかった。M. Wojciechowski, *op. cit.*, S. 77-78. ダンツィヒのユダヤ人及び「反ユダヤ主義」の史的考察については下記の文献を参照。D. Bogacz, *Fremde in einer freien Stadt. Deutsche, Polen und Juden in Danzig 1920-1939*, Bonn 2000; 'Materialne aspekty nietolerancji w dziejach Żydów gdańskich', D. Bogacz/M. Tkaczuk (red.), *Podstawy materialne Państwa. Zagadnienia prawo-historyczne*, Szczecin 2006, s. 527-549.

が全体の2/3, ポーランド人が1/3を占めており, その他, ユダヤ人などのマイノリティはごく少数にとどまっている。全体的な傾向としては, ドイツ人を上回るポーランド人の増加率が特徴的である。しかし, この統計の数値ではカシューブ人はポーランド語系住民の中に隠れており, その存在は表面化していない。実はそのような存在の曖昧性こそが, 以下に述べるように, 「歴史なき民族 *geschichtsloses Volk*」であるエスニック・マイノリティの一つの歴史的現象なのである。

b. エスニック・マイノリティとしてのカシューブ人

プロイセンにおける言語調査で独自の言語グループとしてカシューブ語が最初に登場したのは, 1861年の統計からである。それまでの1831-1858年の言語調査では, カシューブ語系住民は完全にポーランド語系とみなされていたからである。しかし, カシューブ語は調査の段階では母語の質問欄にその選択肢はあるものの, 「プロイセン統計」の公式報告にはカシューブ語の項目はなく, ポーランド語と一緒にされている。1890-1910年の言語調査では, 形式的にカシューブ語はポーランド語とは分離されているが, 個別的には統計的な集計はなされてはいない。その理由としては, この時代になると「政治的, 民族的エモーションが重要な役割を演じており」, カシューブ人の大部分が民族的にも言語的にもポーランド人との相違を明確に認識していなかったという「事情」がある⁴⁶⁾。1905年のダンツィヒ県知事の報告では, 「カシューブ人の多くは自分の母語を“ポーランド語”とみなしている。今後の調査においては母語の欄で“カシューブ語”を存続させないことも検討に値しよう。なぜなら, 現状ではカシューブ語とポーランド語は同じことを意味しているからである」とあり, 地元の官庁の無関心ぶりを露呈しているかのようである⁴⁷⁾。一方で, カシューブ語を母語の選択肢に採用したこと自体が, ポーランド民族運動に対する分断工作の一環であるとする政治的解釈もある。前出の同時代の研究者 L. ベルンハルトのコメントを引用しよう。

「1890年の人口調査では, ポーランドのアジテーションも, 目立った官庁の介入も問題にはならなかった。住民に母語の統計調査が行われることが知らされのが調査日の直前だったため, 不測の事態に配慮しなくてもよかった。このような状況ではマズール人やカシューブ人の多くは一般的な見方にしたがって母語を“ポーランド語”と申告したのである。10年後の次の母語の統計調査では, 官庁の統制と〈修正〉という介入があったため, マズール人とカシューブ人の数は急増し, それもマズール人の数は約40%, カシューブ人の数は約45%も増えたのである。その際, 官庁の統制がどれだけ強く影響を及ぼしているかは, プロイセンの一つの郡では20,000人を下らぬカシューブ人が元来はポーランド人と自称していたことから明白である」⁴⁸⁾。

46) L. Belzyt, 'Kaszubi w pruskiej statystyce językowej do 1914 roku', A. Sakson (red.), *Pomorze—Trudna ojczyzna? Kształtowanie się nowej tożsamości 1945-1995*, Poznań 1996, s. 75-76.

47) 'Bericht des Regierungspräsidenten von Danzig (1905)', *Preußische Statistik*, Bd. 206, Teil. I, S. XXVII.

48) L. Bernhard, *op. cit.*, S. VIII. カシューブ人に類似したマイノリティである, マズール人 (Masure, /

カシューブ語の「登場」や「認知」がどのような具体的な理由や意図をもっていたかは明らかではないが、少なくとも時代背景に視線を移せば、当時の状況を捉えることができる。19世紀後半以降にカシューブ人の存在が注目されたのは、同時期にドイツ・ポーランド両民族的の対立が顕在化したことと決して無関係ではない。それまでは、プロイセン政府もポーランド陣営もカシューブ語をポーランド語の一方言とみなしていたが、民族問題が社会的な関心や注目を集めるにつれ、これを疑問視する動きが学問の分野から出てきたことである。その衝撃的ともいえる「事件」が、1893年にクラクフ（当時オーストリア領）のポーランド人言語学者 S. ラムウトの編纂した『ポモージェ語 = カシューブ語辞典』の出版であった⁴⁹⁾。同書は、カシューブ語がポーランド語とは別の独自の言語であることを提唱したことにおいて歴史的に画期的な意味をもっている。現在でこそカシューブ語の独自性は一般的に認知されているが、当時、ラムウトの学説はポーランド民族を分断する「攻撃」と受け止められ、結果的にポーランド陣営を刺激し、長期にわたる「カシューブ語論争」を引き起こしたのである。時間的には多少前後するが、当然、この波紋が

Mazur) とエルムラント (ヴァルミア) 人 (Ermländer, Warmiak) はオストプロイセン州に定住していた。3者に共通するのは、歴史上、自らの国家をもたなかったことである。ここではマズール人について簡単に触れておこう。1910年に約315,000人を数えたマズール人の基本的なアイデンティティをなすのは、言語と宗派である。マズール語は、「プロイセン統計」でカシューブ語と同時期にポーランド語から分離されている。だが、その学問的な位置付けとなると、独自の言語と認知されているカシューブ語と異なり、今日でもポーランド語の一方言とみなされており、そのためにマズール人はエスニック・マイノリティとしては公式に認定されていないのが現状である。宗派については、大部分がプロテスタント (ルター派) であり、このことも関係して、プロイセン (ドイツ) に対する強い帰属意識が特徴的であった。1871年にプロイセン統計事務局の K. ブレマーはマズール人について次のように評している。「数百年来、祖国ポーランドから疎遠となったマズール人は、プロイセンの国家共同体に愛着を抱き、その愛国心は、もはや彼らの言葉がポーランド標準語の方言であることを越えて、彼らの特性となっている」。K. Brämer, 'Versuch einer Statistik der Nationalitäten im preussischen Staate für das Jahr 1867', *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 11 (1871), S. 361. この「特性」のために、マズール人はゲルマン化政策に協力的であったが、ポーランドに対しては絶えず違和感をもち、その民族派のアジテーションに呼応することはほとんどなかった。それを証明するのが第一次世界大戦後の1920年にオストプロイセン州で実施された住民投票である。同州の領有権を決定するこの住民投票では、マズール人の99.3%がポーランドではなくドイツを選択したのである。ナチス・ドイツ政権の成立にも積極的に支持するなど、親独的な姿勢を崩すことはなかった。だが、マズール人共同体の崩壊は第二次世界大戦後に訪れる。ポーランド領に組み込まれたマズール人は、共産主義政権の抑圧やポーランド人の入植活動から逃れるようにして、その大多数が当時経済成長著しかった旧西独に亡命してしまう。現在では、郷土に残るマズール人は千人足らずで、かつての共同体は歴史の中にしか存在しない。L. ベルジットは、言語的な観点からマズール人をエスニック・マイノリティとして認識することに否定的であり、ポーランド人の特殊なケースとして規定しているが、疑問とせざるを得ない。なぜなら、カシューブ人の例のように、マイノリティの存在形態を規定するのは学問上の認定ではなく、マイノリティの意識の状態だからである。この点で、言語のみならず、宗派 (カトリック) でもポーランド人と共通の要素をもちながらも、現在でもマイノリティの共同体を維持しているエルムラント (ヴァルミア) 人の存在は非常に重要な論点を提供しているといえよう。以下、参考文献を挙げておく。L. Belzyt, 'Zur Frage des nationalen Bewußtseins der Masuren im 19. und 20. Jahrhundert (auf der Basis statistischer Angaben)', *Zeitschrift für Ostmitteleuropa-Forschung*, Jg. 45 (1996), H. 1, S. 35-71; A. Szefer, *Warmiaczy. Studium tożsamości*, Poznań 1996; A. Kossert, *Masuren. Ostpreußens vergessener Süden*, 2001 Berlin. その他の文献については小稿 (I), 92頁の(注)23を参照。

49) S. Ramułt, *Słownik języka pomorskiego czyli kaszubskiego*, Kraków 1893.

プロイセンの言語調査の現場に及んでいたことは想像に難くない。この「カシューブ語論争」の検討については次稿の課題とするが、ここで留意すべきは、カシューブ人の存在が浮上してきた背景には、ナショナリズムと連動した政治的な意図があるだけでなく、学問・思想などの言説的な運動も民族問題を対象化していたということである。

では、カシューブ人、正確にはカシューブ語系住民の存在は統計資料ではどのように把握できるのであろうか。L. ベルジットの作成した表3は、学齢児童統計と前述の言語学者ラムウトがフィールドワークによる調査をまとめた『カシューブ住民統計』(1899年)⁵⁰⁾を参考に、「プロイセン統計」の調査結果を「補正」してカシューブ人の推定人数を算出している。まず、「プロイセン統計」からみた人口推移では、カシューブ語系住民の人数は大きく振幅し、表3のカシューブ人が居住する地域の全住民数に占める割合も、9%(1890年)、10%(1905年)、15%(1905年、1910年)と変動している。前出のL. ベルンハルトの指摘にあるように、その原因には、プロイセン当局やポーランド民族組織の介入や干渉などの外部からの政治的影響が考えられるが、それ以前に調査方法に一貫性がないことが基本的な問題のようである。

次に推定人数とS. ラムウトの調査に即してみると、1831-1910年のカシューブ語系住民の人口(総計)は103,300人から189,200人へと83.2%増加し、終始低減することなく漸増しているのが特徴的である。しかし、同時期のヴェストプロイセン州の全人口におけるその比率は、12.1%から10.5%へと低下している。これは同州でのドイツ語系、ポーランド語系住民の増加率(114%, 136%)に押された結果である(表2も参照)。県別での比率でみると、ダンツィヒ県では22.9%から18.9%, マリーエンヴェルダー県では4.4%から4.0%へと低下している。だが、表3のボンメルン州ケスリン(Köslin)県(一部)を含む全地域での比率は、1890-1910年で区切ると、1890年-24.9%(153,300人)、1890-1893年-28.2%(174,711人)、1910年-24.9%(189,200人)となり、とくに大きな変化はない。そして、この地域からドイツ語系住民が多数派である都市ダンツィヒとシュトルプ(Stolp)郡を除外し、いわゆるカシューブ地方(Kaschubei)に限定すると、その比率は1890年-37%(146,500人)、1890-1893年-41%(164,432人)、1910年-37.9%(181,600人)と4割前後の高水準を保っている。さらに、ビュトウ(Bütow)郡、ラウエンブルク(Lauenburg)郡、ダンツィヒ郡、シュロハウ(Schlochau)郡とポーランド人集落があるコニッツ(Konitz)郡とベレント(Berendt)郡の一部を対象から外し、カシューブ人の中心地域——カルトハウス(Karthaus)郡・ベレント郡・プッツィヒ(Putzig)郡・ノイシュタット(Neustadt)郡——に絞ると、その比率は60-70%にも達してい

50) 「プロイセン統計」の結果に疑問を抱いたラムウトは、カシューブ人の実態を解明すべく、ヴェストプロイセン州に赴き、フィールドワークによる人口調査を行なっている。その方法は、ラムウトによれば「教区から教区へと放浪して集めたデータ」をベースにしており、現地を離れてからは郵便によるアンケートを実施して、足掛け7年をかけて完成させている。S. Ramuły, *Statystyka ludności kaszubskiej*, Kraków 1899, s. 2-3, 14. この『カシューブ住民統計』については、当初カシューブ人を実際よりも多く見積もっているなどの批判はあったが、今日ではその適切なデータ処理から肯定的な評価を得ている。L. Belzyt, 'Kaszubi w pruskiej statystyce językowej do 1914 roku', s. 77-78.

表3 カシューブ語系住民の人口推移 1831-1910年

県/郡(都市)	プロイセン統計			学齢児童統計		推 定 人 数			R**	推定人数
	1890年	1900年	1910年 (1905)	1896年	1911年	1831年	1861年	1890年	1890- 1893年	1910年
県 Köslin										
郡 Bütow	† 534 2%	† 96 4	† (1,035)	† 0	† 964 18%	7,500 20%	5,700 25%	4,000 17%	4,797 20%	5,600 20%
郡 Lauenburg	† 158 0.4%	† 202 0.5%	† (330)	† 0	† 61 0.6%		3,200 8%	3,000 7%	4,227 10%	4,200 8%
郡 Stolp	† 7 0.01%	† 31 0.03%	† (19)	† 0	† 38 0.2%	4,100 8%	2,500 3%	2,000 2%	4,860 5%	1,100 1%
合 計	699	329	(1,384)	0	1,063	11,600	11,400	9,000	13,884	10,900
県 Danzig										
都市 Danzig	† 280 0.2%	† 419 0.3%	† 204 0.2%	† 0	† 84 0.5%	1,000 1.8%	1,800 2.5%	4,800 4%	5,419 4.5%	6,500 3.8%
郡 Danzig	† 828 2%	5,696 11%	3,054 6%	† 6 0.1%	† 1,271 13%	9,000 18%	10,400 15%	7,150 18%	10,519 26%	7,200 13.5%
郡 Karthaus	† 16,978 28%	43,279 69%	50,043 72%	† 0	10,371 71%	23,900 82%	38,000 74%	41,700 70%	45,224 75%	50,700 72.5%
郡 Berendt	† 1,720 4%	† 2,408 5%	† 3,309 6%	† 89 1%	† 2,763 24%	10,400 45%	15,900 41%	16,550 36%	17,530 38%	21,300 38%
郡 Putzig	15,338 64%	17,456 69%	16,236 61.5%	† 0	3,679 71%	28,000 79.5%	42,100 76.5%	17,300 72%	18,609 76.5%	18,750 71%
郡 Neustadt	† 15,651 38%	† 20,470 42%	28,275 46%	† 0	6,348 61%			24,900 60%	27,930 67%	35,700 58%
合 計	50,795	89,728	101,211	95	24,516	72,300	108,200	112,400	125,231	140,150
県 Marienwerder										
郡 Konitz*	† 841 1.6%	† 8,353 14.5%	† 3,979 6%	† 0	† 3,895 6%	12,250 22%	19,300 31%	22,150 42%	23,680 45%	27,400 43%
郡 Schlochau	† 1,109 2%	† 2,060 3%	† 3,307 5%	† 0	† 1,621 12%	7,150 22%	9,300 17%	9,750 15%	11,976 18.5%	10,750 16%
合 計	1,950	10,413	7,286	0	5,516	19,400	28,600	31,900	35,596	38,150
総 計	5,4077	100,470	109,881	95	31,095	103,300	148,200	153,300	174,711	189,200

† この場合、カシューブ語系住民の大部分はポーランド語系住民の人口の中に算入されている。

* 1831, 1861年のデータには Tuchel 郡の人数も加算されている。

** S. Ramułt, *Statystyka ludności kaszubskiej*, Kraków 1899. のデータを引用。

(出典) L. Belzyt, 'Kaszubi w pruskiej statystyce językowej do 1914 roku', A. Sakson (red.), *Pomorze—Trudna ojczyzna*?, Poznań 1996, s. 79. 但し、地名はドイツ語表記に変更。

る⁵¹⁾。

以上の統計資料の分析を通じて観察できるのは、ヴェストプロイセン州や県（ダンツィヒ、マ

51) *Ibid.*, s. 80.

リーエンヴェルダー) のレベルでは、カシューブ語系住民の比率は若干低下しているが、居住地の中心部での比率は高水準を維持していることである。このことから、カシューブ語系住民の密集する地域に限定すれば、「東方離脱」のような外地への移住者は少数にとどまり、入植者の大量流入などの外部からの影響もあまり受けることなく、従来の地域社会の共同性を保持していたことが推定されるのである。

このような集団的な共同性は、前稿で考察したように、孤絶的かつ閉鎖的な性格を特徴としていたが、「民族性」にまで転化することはなかった。1910年の言語調査では、カシューブ語を母語として選択することを呼び掛けるプロイセン官庁の介入や誘導にもかかわらず、郷土に定住するカシューブ語系住民の約40%がポーランド語を選択している。また、同じく1910年にルール工業地帯に移住したカシューブ人に対する調査によれば、実に99%近くがポーランド語を母語として申告しているのである。このような、いわゆる民族意識の稀薄さもしくは欠如は、端的に言えば、カシューブ人の集団的な共同性が土着の身内意識 (swojskość) の段階に止まっており、「民族」という概念で括られるようなアイデンティティが形成されていなかったことを示している⁵²⁾。

では、カシューブ人にとって自ら選択したポーランド語 (人) とは何を意味するのであろうか。「民族意識をカシューブ人はもたなかった、彼にとって“ポーランド”とは“カトリック”のことを意味していた」⁵³⁾。この B. ステルマホフスカの言葉に集約されるように、その大多数がカトリックであるカシューブ人にとって、ポーランド語とは教会の宗教行事に用いられる言語であった⁵⁴⁾。つまり、「ポーランド (語)」とは信仰するカトリシズムと同義であり、一方で「ドイツ (語)」とは対立するプロテスタンティズムの別名なのである。1870年代からの「文化闘争」は、再言するまでもなく、カトリシズムとポーランド民族主義に向けられ抑圧政策であり、本格的なゲルマン化政策の端緒をなすものであった。だが、このようなプロイセン政府の強圧的な施策は、むしろカトリックないしはポーランド陣営の結束を固めることとなり、逆効果に終わっている。その際にカシューブ人の多くが「ポーランド (語)」を選択したのも、伝統的な信仰心や価値意識に忠実に従ったものとみるべきであり、特定の民族 (ポーランド) への帰属意識が反映し

52) カシューブ人内部の結束にとって重要なのは伝統的な「身内意識」である。その範囲は、村落・教区などの狭い地域に限定されており、住民間の日常的、祝祭的接触、空間的近接性、身近な人格の関係、文化的同質性などが基本的な要素となっている。C. Obrach-Prodzyński, *Kaszubi. Między dyskryminacją a regionalną podmiotowością*, Gdańsk 2002, s. 138-139.

53) B. Stelmachowska, *Stosunek Kaszub do Polski*, Toruń 1932, s. 8.

54) 19世紀のカシューブ人の日常的な言語状況に関しては、固有のカシューブ語の他に、公用語であるドイツ語、教会語のポーランド語、またドイツ系隣人との会話では低地ドイツ語が使用されていた。J. Borzyszkowski, 'Die Kaschuben im 19. und 20. Jahrhundert zwischen Polen und Deutschland', H. H. Henning/P. Kunze (Hg.), *Nationale Minderheiten und staatliche Minderheitspolitik in Deutschland im 19. Jahrhundert*, Berlin 1999, S. 96. また、カシューブ人において少数派であったプロテスタントは急速にゲルマン化されていくが、同じプロテスタントでありながら、カシューブの言語文化を頑に堅持した、通称スウォヴィンツ人 (Slowinzen, Słowincy) は特異な存在であった。しかし、第二次世界大戦後、スウォヴィンツ人はマズール人とはほぼ同じ運命を余儀なくされ、すでにその共同体は消滅している。小稿 (Ⅱ), 81頁を参照。

たものと解釈することは困難である。

S. ラムウトは『ボモージェ語＝カシューブ語辞典』を著すことによって、カシューブ語が独立した言語であることをアピールしたが、その声は識字率の極端に低いカシューブ人にはほとんど届くことはなかった⁵⁵⁾。19世紀末以降、^{ナショナリズム}民族主義が政治的イデオロギーとして尖鋭化するにつれ、カシューブ人はその対立軸である「ドイツ」と「ポーランド」のはざままで翻弄されることになる。このような「民族（性）Nationalität, narodowość」に対して、ラムウトは自身のカシューブ人研究の中で一貫して懐疑的であった。『カシューブ住民統計』（1899年）の序文の一部を紹介しよう。

「カシューブ地方に関して言えば、私が研究で集落の住民を分類する要素として重視したのは二つだけである。第一に母語であり、第二に宗派である。一方、現在のカシューブにおける民族の問題はまったく取り上げなかった。この判断が適切であるのは、それ（民族）が[……]各個人の意識や政治的成熟度に多かれ少なかれ左右される、変動的かつ不確定な要素だからである。それ故に、ありとあらゆる誤解を避けるためにも、この統計はもっぱら言語に関するものであって、決して民族に関するものでないことを特に強調しておく」⁵⁶⁾。

このように母語を対象を絞ってラムウトが調査を実行した目的が、「民族（性）」に染みついている政治的イデオロギーを払拭することにあったことは言うまでもない。小稿（Ⅱ）で詳論したように、エスニック・マイノリティとしてのカシューブ人を存立させていた歴史的條件は、その生活領域にみられる「存在の孤絶性」というべきものであった。これまでの統計的資料の分析から、そのような集団的な共同性がある程度保持されていることが読み取れるが、歴史的な経過から明らかなように、ゲルマン化政策やポーランド民族運動に代表されるナショナリズムの攻勢はその地盤を切り崩しにかかったのである。このようにカシューブ人が一方的に受動的な対応を余儀なくされた根本的な原因は、カシューブ語を母語として十分に認識していなかったことに帰結されよう。換言すれば、^{コア}核となるアイデンティティを欠いたエスニック・マイノリティの現実がそこにあった。

とはいえ、この問題に対してそれまで主体的な反応を示してこなかったカシューブ人であるが、「外界」との接触や交流が深まるにつれ、自己を強く意識せざるを得なくなる。その原因となったのは「差別」される自己であった。その「差別」とは、ドイツ人だけでなく、ポーランド人からも向けられた賤視である。とくにその対象は文化の象徴である言語に集中する。カシューブ語は「賤民の腐った言葉」とされ、プリミティヴな土語として侮蔑された⁵⁷⁾。この局面から「差

55) ゲマインデの役場長や村長の階層でも識字率は非常に低かった。P. Böhning, *op. cit.*, S. 15.

56) S. Ramułt, *op. cit.*, s. 2. また母語についてもこう述べている。「住民を分類する基準は、住民が自ら申告する民族でもなければ、住民が一般的に属するとみなされている民族でもない。基準となるのは母語である。それは子供が家庭から受ける言語であり、人が近親者との会話で用いる言語であり、祈禱や告解のときに用いる言語である。もし当人の生活環境でも同じ言語が話されているとしたら、総じて日常語 (Umgangssprache) と称せられるものである」。Ibid.

57) 小稿（Ⅱ）、90-94頁を参照。

別」される「個人」は、そのような言語を共有をする「われわれ」を集団意識として自覚するプロセスを歩むことになる。その最初の一步を踏み出したのが、19世紀半ばより姿を現した郷土カシューブの知識人である。長きにわたって孤立した闘いを強いられた彼らがひたすら目指したものは、カシューブ語の言語的確立によるカシューブ人の存在的自立であった。カシューブ人がエスニック・マイノリティとして実質的に形成されるのも、この知識人の運動が起点となっているのである。(続)

(受付 2006年10月10日)

図4 カシュープの主要都市ベレント



図5 カシュープの農民家屋

